

個人情報保護規制改正の ポイントと対応

2015年5月、政府機関で大規模な個人情報流出事件が発生したことは、記憶に新しい。職員がマルウェアに感染したメールを開封したことが事件の発端である。1年前にも大手教育出版会社の個人情報漏えい事件が発生しており、個人情報保護に対する関心が高まっている。そのような状況のなか、2015年3月10日、第189回通常国会に個人情報保護法改正案（「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」）が提出され、9月3日に衆院本会議で可決、成立した。

2004年の個人情報保護法施行以来初の改正であり、企業は改正内容への対応が必要となる。そこで、改正内容について、論点になりそうな主なポイントを挙げ、解説する。

1. 個人情報保護法改正のポイント

(1) 個人情報の定義の明確化

指紋や顔認識データなど個人の身体の特徴に関するデータや、パスポート、免許証、携帯電話番号やクレジットカードIDなど、サービス利用や商品購入の際に用いられる個人を識別できる情報が「個人情報」として明確化された。また、「要配慮個人情報」（人種、信条、病歴など）を規定して、本人に対する不当な差別または偏見が生じないように、本人同意を得て情報を取得することを原則義務化し、さらに、本人同意を得ない第三者提供の特例（オプトアウト＝本人にオプトアウト手段を示せば明確な本人同意がなくても第三者提供が可能）を禁止した。

(2) 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するための規定の整備

個人情報保護委員会が規定する方法に沿って、個人情報について本人を特定できない情報に加工し（匿名加工情報）、それに含まれる個人情報の項目を公表すれば、本人の同意がなくてもビジネス活動に使用できるようになる。これにより、例えば、匿名加工情報を利用して年齢層や性別ごとの購買傾向等をリアルタイムで掴み、効果的なマーケティング手法として活用するなど、ビジネスの展開につながる可能性が出てくる。

(3) 個人情報の保護を強化するための規定の整備（名簿屋対策）

個人情報の提供者は、提供年月日、提供先の氏名／名称等を、また個人情報の受領者は、提供者の氏名や名称／データ取得経緯等を記録して一定期間保存することになるため、業務の見直しが必要となる。



また、罰則が強化され、個人情報データベース等を取り扱う、または、取り扱っていた担当者が、不正利益を目的として個人データを提供・盗用した場合は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられることになる。

(4) 個人情報保護委員会の新設およびその権限に関する規定の整備

個人情報保護委員会を新設(特定個人情報保護委員会を改組)し、これまで業界ごとの所管省庁に分かれていた大臣の権限を一元化することで、個人情報の保護について企業に報告や資料提出が求められるほか、企業への立ち入り検査ができることになる。また、海外の公的なプライバシー保護専門機関(プライバシーコミッショナー)との窓口としての役割も担う。

(5) 個人情報の取扱いのグローバル化に対応するための規定の整備

海外企業が日本向けサービスで個人情報を取得する際も、個人情報保護法が適用される。また、個人情報保護委員会の規則に定められた方法、個人情報保護委員会が認めた国、本人同意のいずれかに該当しない場合は、外国への第三者提供が禁止される。これにより、ネット販売の海外顧客向け展開が難しくなる等の影響が懸念される。

(6) その他の改正事項

その他、影響が大きい改正として、オプトアウト規定による第三者提供が考えられる。この実施には、あらかじめ個人情報保護委員会への届出が必要となり、その内容は公表されるほか、(3)と同様に、記録取得等の一定期間の保存が必要となる。その結果、たとえば、購買ポイントを貯めることでさまざまな他業種のサービス等を利用できる仕組みを、オプトアウトを利用して顧客情報を提携企業に供与し実現していた企業は、今後見直しが必要になる可能性がある。

また、個人情報を取り扱う事業者は、現行法における個人情報取扱事業者(取り扱う特定個人数が過去6ヶ月以内のいずれの日も5,000人を超す事業者)の適用外でも、改正によって個人情報保護法が適用されることになり、対応を迫られることになる。

2. 企業の対応について

それでは、企業はどのように対応すればよいのか。

まずは、内閣官房ホームページに掲載されている個人情報保護法の新旧対応表¹を参考にして、自らの組織が実施している個人情報保護対応について追加・変更すべき事項を整理するといよいであろう。そのうえで、個人情報保護や情報セキュリティ等に関する規程・基準／手順書の改訂、業務プロセスあるいはシステムの見直しを実施する。対応すべき事項が明確化されたら実施計画を策定し、早期に実行することが望ましい。

また、変更内容に関しては、教育計画を作り資料を準備したうえで、関係者に周知を図る必要がある。教育に際しては、第三者提供に関する記録の保持、オプトアウト規定の見直しや匿名加工情報に関する手順、個人情報保護委員会への報告義務等、これまでと大きく変更となる箇所について、漏れがないよう注意して進めることが肝要である。

KPMGコンサルティング株式会社
シニアマネジャー 内山 公雄

¹ 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」(平成27年3月10日)
<http://www.cas.go.jp/houan/150310/siryou4.pdf>

KPMGコンサルティング株式会社

東京本社

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番5号

大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

TEL : 03-3548-5305

FAX : 03-3548-5306

大阪事務所

〒541-0048

大阪市中央区瓦町3丁目6番5号 銀泉備後町ビル

TEL : 06-7731-2200

名古屋事務所

〒451-6031

名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー

TEL : 052-571-5485

kpmg.com/jp/kc

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に
対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情
報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を
取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査し
た上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and
a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG
International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks
of KPMG International.